

静岡県告示第601号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)－1－ベンゾイル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名1Bz－LSD）	令和7年8月30日
tert－ブチル 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕インドール－1－カルボキシレート及びその塩類（通称名NBoc－DMT、NB－DMT）	令和7年8月30日
(4S，5S)－5－（4－フルオロフェニル）－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン、（4R，5R）－5－（4－フルオロフェニル）－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン及びそれらの塩類（通称名4F－4－MAR、4－fluoro－4－Methylaminorex、para－fluoro－4－methylaminorex、4F－MAR、4－FPO）	令和7年8月30日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。